池田市の市の機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、 池田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年池田市条例第24号。以下「条例」 という。)第3条第1項に規定する市の機関(議会を除く。以下同じ。)が行う保有個人情報 の開示、訂正及び利用停止等の処分(以下「開示等」をいう。)に係る行政手続法(平成5年 法律第88号)第5条の規定による審査基準は、以下のとおりとする。

なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

法第78条(保有個人情報の開示義務)関係

法第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報 に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが 含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければなら ない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

開示請求制度は、個人が本市において保有する本人に関する個人の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である。

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、第1項に 規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」 (法第82条第1項)か「保有個人情報の全部を開示しない」(同条第2項)かの判断を行う。

法第78条第1項第1号・第2号(個人に関する情報)関係

- (1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが 予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(第1号) 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通

例は本人の権利利益を害するものおそれはないものと考えられる。

本号が適用されるのは、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、 そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

【具体例】

患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが 予見される場合における当該患者の病状に関する情報

児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することが児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発 等の情報

- 2 開示請求者以外の個人に関する情報(第2号本文)
 - (1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、同項第3号の規定により判断する。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは氏名及び生年月日以外の記述(法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。)をいう。

映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

(3) 「他の情報と照合することにより」

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、個人を識別する場合、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施すると考えられる者が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

(3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

保有個人情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格

と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示とする。

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」と異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

- 3 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定 される情報」(第2号イ)
- (1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすること を定めている規定のほか、特定の範囲のものに限り当該情報を開示することを定めてい る規定が含まれている。なお、ここにいう「法令」には条例も含まれる。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報。

同種の情報について、本人が知ることができた事例であったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。 「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることを要しないが、請求 の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものである。 例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知される ことが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ通知されていな かった場合等がある。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第2号ロ)

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される 蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また人の生命、健康、 生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応 じて慎重な検討を行う。

5 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(第2号ハ) 公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法 人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。 公務員等の職及び職務の当該職務遂行の内容係る部分のうち、その職名と職務遂行の内容 については、原則不開示としない。ただし、それが他の不開示事由に該当する場合には、そ の職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が不開示とされることがある。

公務員等が受ける人事評価、懲戒処分、分限処分その他行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関連した私事に関する情報であり、「当該職務遂行の内容に係る部分」には該当しない。

6 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱いについて

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、 公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性があることから、私人の場合と同様に個人情報と して保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は 慣行として知ることが予定されている情報」であるか否かにより開示・不開示の判断を行う。

なお、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名は、職階に関係なく原則として公開する慣行があり、慣行として開示請求者が知ることができると解されるので、特段の事由がない限り開示している。一方、国や他の地方公共団体等の職員の氏名の取扱いについては、当該団体において慣行として公にされるなど、開示請求者が知りうる情報であるか否かによって判断する。

法第78条第1項第3号(法人等に関する情報)関係

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の 当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると 認められるもの
- 1 「法人その他の団体に関する情報」(第3号本文)
- (1) 株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の 法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等(以下「法人等」 という。) も含まれる。
- (2) 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等 と関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関す る情報であると同時に、当該構成員の個人に関する情報でもある。
- 2 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」(第3号本文) 事業に関する情報であるので、1に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業 を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。
- 3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第3号ただし書)

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とこれを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護する必要性が上回るときは、当該情報を開示する。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- 4 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるもの」(第3号イ)
- (1) 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に 値する権利一切を含む。
- (2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位

を指す。

- (3) 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用、運営上の地位等を広く含む。
- (4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を十分考慮する。
- 5 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」(第3号ロ)
- (1) 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた情報は、含まれる。
- (2) 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (3) 「開示しない」とは、本法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報提供を受ける場合は、通常含まれる。
- 6 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(第3号ロ)
- (1) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。
- (2) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、 当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮し判断するが、必要に応じ、その後の変化も 考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、 同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに該当しない。

法第78条第1項第4号(国の安全等に関する情報)関係

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示 決定等をする場合には適用がないが、別途、第78条第1項第7号イが適用される。

法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)関係

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、第78条第1項第7号ロが適用される。

法第78条第1項第6号(審議・検討等に関する情報)関係

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に おける審議、検討又は協議に関する情報 |

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(国の機関等)について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打ち合わせ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- 2 「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意 見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。
- 3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不 正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあ る場合をいう。

5 「不当に」

2から4までにおいて、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示する ことによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、判断する。

6 「意思決定後の取扱い等」

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を要する。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する場合がある。

法第78条第1項第7号(事務又は事業に関する情報)関係

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は 事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務 又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする 場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が 損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立 行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は 地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業 に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれ」(第7号)
 - (1) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性質、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして判断する。
 - (2) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、 各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。
 - (3) 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが必要であり、「おそれ」 の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。
- 2 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ 又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(第7号イ)
 - (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されること なく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が 平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独

立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されている こと、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれ ていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

- (2) 「国の安全が害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該 重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれ がある場合を含む。)をいう。
- (3) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取り決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (4) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- 3 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」 (第7号ロ)
 - (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
 - (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
 - (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などの ために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者 は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。
 - (4) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続きに準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報等もこれに含まれる。

(5) 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害

警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政 警察活動に関する情報については、本号ロ以外の事務又は事業に関する不開示情報 の規定により、開示・不開示を判断することになる。

- 4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第7号ハ)
 - (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
 - (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
 - (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、 適正な状態を確保することをいう。
 - (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
 - (5) 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租 公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団 体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
 - (6) 本号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、不開示情報に該当する場合がある。
- 5 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第7号二)
 - (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成功させることをいう。
 - (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
 - (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26 年法律第68号)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
 - (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が一方の当事者 として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、開示されることによ

り当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものが存在し得る。 例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額 での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を 開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあ るものがあり、このような情報については、不開示とする。

6 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第 7号ホ)

例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中には、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とする。

7 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第7 号へ)

人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。) に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自 律性を有するものである。

例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や、人事異動、昇格等の人事構想等、これらを開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

8 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関 し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第7号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第78条第1項第3号の法人等に関する情報と同様の考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものについては、不開示とする。

ただし、情報の不開示の範囲は同項第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる 場合がある。

法第79条(部分開示)関係

- 法第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- 1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」(第1項)

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、本条第1項は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことが定められている。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」(第1項)
- (1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。
- (2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。一方、音声や映像として記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。ただし、既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開 示情報を区分して除いて開示することが考えられる。

3 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれ

る情報が記録されている場合」(第2項)

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、本条第1項の規定により開示することになる。

ただし、本条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

法第80条(裁量的開示)関係

法第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第78条第1項各号の規定により不開示情報に該当すると判断した場合であっても、当該規定により保護される利益と当該情報を開示することにより得られる利益を比較衡量することになる。比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、裁量により、開示することができる。

法第81条(保有個人情報の存否に関する情報)関係

法第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合に は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。

なお、このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

例えば、家庭内で暴力をふるう父親から母親と子どもが逃れている事情の下で、父親が子どもの代理人として子どもの母子相談記録を請求した場合に、該当する母子相談記録を特定した上で不開示決定を行ったとしても、母親と子どもが当該市町村等で母子相談を行ったことが知られることで、母親と子どもの所在の有無が明らかになる場合等がある。

法第92条(保有個人情報の訂正義務)関係

法第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由が あると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲 内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のと おり、「保有個人情報の訂正をする」か「保有個人情報の訂正をしない」かの判断を行う。

条例第3条第1項に規定する市の機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合(訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。)には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、必要な限度で訂正決定を行う。

訂正請求の対象となるのは「事実」であり、例えば、氏名、住所、性別、年齢、家族構成、 学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的事項であって、評価、診断、判定等の主観的事項 は、訂正請求の対象とはならない。

法第100条(保有個人情報の利用停止義務)関係

法第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由(第98条第1項第1号 又は第2号に該当する違反の事実)があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の 利用停止をする」か「保有個人情報の利用停止をしない」の判断を行う。なお、当該判断は、 情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、 個別具体的に慎重に行うものとする。

1 第98条第1項第1号に掲げる事項

- (1) 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報が保有されている場合をいう。
- (2) 「第63条の規定に違反して取り扱われるとき」とは、違反又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合をいう。
- (3) 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、偽りその他不正の 手段により取得されている場合をいう。
- (4) 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、所定の 事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で利用されている場合をいう。

2 第98条第1項第2号に掲げる事項

- (1) 「第69条第1項及び第2項規定に違反して提供されているとき」とは、本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報が提供されている場合をいう。
- (2) 「第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」とは、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報が提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。